

京都大学遺伝子実験施設規程等を廃止する規程

(平成十六年達示第百七号)

次に掲げる規程は、廃止する。

- 一 京都大学遺伝子実験施設規程(昭和六十三年達示第六号)
- 二 京都大学遺伝子実験施設協議委員会規程(昭和六十三年達示第七号)
- 三 京都大学遺伝子実験施設運営委員会規程(昭和六十三年達示第八号)
- 四 京都大学遺伝子実験施設長候補者選考規程(昭和六十三年達示第九号)

附則

この規程は、平成十六年四月一日から施行する。